



こんにちは！ 所長の森田です。
新型コロナウイルス対策事業として、事業復活支援金の給付受付が行われています。今号では、事業の継続と回復を目的とした事業復活支援金についてご紹介いたします！



所長 森田 高史

事業復活支援金

申請期間 2022年1月31日(月)
～5月31日(火)

対象になるのは？

新型コロナウイルスにより影響を受けた中小規模事業・個人事業者のうち、以下①②の条件を満たす事業者に対して、事業規模に応じた給付金が支給されます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 中小企業・個人事業者等であって、**2021年11月～2022年3月**においていずれか1ヶ月の売上高が過去3年同月比で**30%以上減少**
(50%以上減少の場合は給付上限額が増加します！)

給付額は？

$$\text{給付額} = \text{基準期間の売上高} - \text{対象月の売上高} \times 5$$

基準期間とは

「2018年11月～2019年3月」
「2019年11月～2020年3月」
「2020年11月～2021年3月」のうち、
対象月と比較した月を含む期間

対象月とは

2021年11月から2022年3月の5ヶ月のうち、
過去3年のうち同じ月で売上高が30%以上減少した月

※対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金を受給する場合は、相当する額を対象月の売上高に加えて算定します。

～給付上限額～

対象者 売上高 減少率	個人 事業者	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
△30%～△50%	30万円	60万円	90万円	150万円
△50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円

詳しくは 事業復活支援金事務局ホームページ URL: <https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/> をご確認ください。
または、担当者までご連絡ください。

※当情報は3月20日現在の情報となります。



必要な書類は？

1. 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
2. 確定申告書類の控え

選択した基準期間によって、必要な確定申告書が変わります。

必要な 確定申告書 選択する 基準期間	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
①2018.11－2019.3	必要	必要	必要	不要
②2019.11－2020.3	不要	必要	必要	不要
③2020.11－2021.3	不要	必要	必要	必要※

※3～10月決算法人のみ、基準期間③を選択した場合に2021年度の確定申告書が不要となります。

3. 対象月の売上台帳等
4. 振込先の通帳
5. 代表者または個人事業者等本人が自著した宣誓・同意書

……………一時支援金及び月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります……………

6. 基準月の売上台帳等
7. 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等
8. 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)

事前確認が必要です！！

この事業復活支援金を申請するためには、登録確認機関による必要書類の有無の確認や質疑応答といった「事前確認」が必要です。(一時支援金または月次支援金を既に受給された方は不要です)
事前確認を行う期限は2022年5月26日(木)となっております。
当事務所でも事前確認を行うことができますので、担当者までお気軽にご連絡ください！



森田 真五

内容は日々更新されておりますので、各ホームページなどでご確認ください。
経済産業省コロナ関連支援HP
<https://www.meti.go.jp/covid-19>

事務所ホームページも
随時更新してます！



大島



小林



鶴牧



石原



諏訪

